

## COP10 パートナーシップ事業 募集要項

### 1 趣旨・目的

生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会のパートナーとして、COP10開催と一緒に盛り上げていただける方々の、会期前および会期中における事業やイベントを募集します。こうした事業、イベントを支援実行委員会で登録し、「地域からの行動(ローカルアクション)」への広域的な連携参加と位置づけ、実施団体の皆様と一体となって生物多様性の保全とCOP10開催に向けた盛り上げ等を行ってまいります。

### 2 登録の対象となる事業、イベント

#### (1) 実施団体

市民団体、企業、学校、研究機関、自治体等で、事業、イベントを自主的、自律的に実施する能力を有すること。また、これに伴う責任能力が確実であるもの。

#### (2) 事業内容

COP10開催と生物多様性の保全に向けた「地域からの行動(ローカルアクション)」に関連する事業やイベントで、COP10開催をPRいただけるもの。ただし、営利目的や、特定の政治、宗教、思想の活動と見なされる場合等一定の事由に該当するものは登録できません。

#### (3) 登録の対象

「COP10 パートナーシップ事業」を実施する団体を登録するのではなく、個別の事業・イベントが登録の対象となります。したがって、団体の活動全般を包括的に登録することはできません。また、実施期日、実施場所が確定していない事業・イベントは原則として登録できません。

### 3 申請方法

登録にあたっては、別添の登録申請書及びホームページ掲載票をご記入の上、実施団体や事業の概要がわかる資料(会社・団体等の概要書、事業企画書、事業収支予算書等)を添付し、支援実行委員会事務局までご持参またはご郵送ください。(可能な限り電子メールでご送付ください)

### 4 登録完了通知

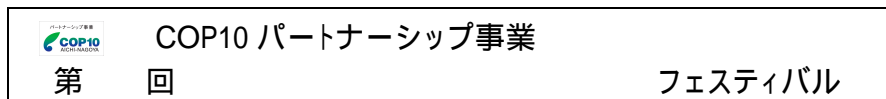
支援実行委員会で「COP10 パートナーシップ事業」として登録が完了したものには、登録証と関係書類を送付します。(申請から2週間程度)

### 5 留意事項

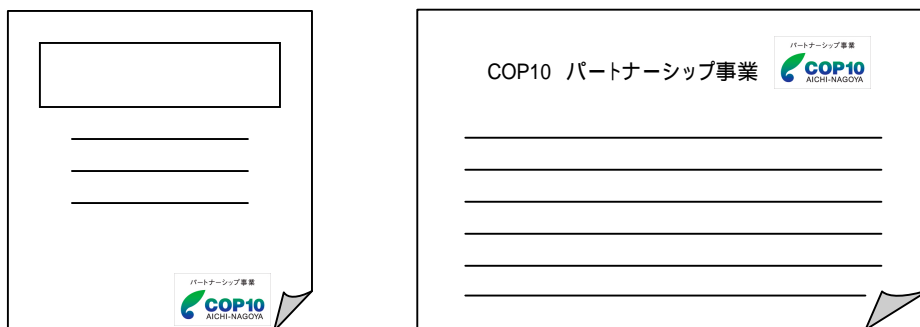
(1) 事業の実施にあたっては、印刷物、看板等に「COP10 パートナーシップ事業」の名

称の使用や、下記の支援実行委員会が作成したシンボルマーク等を使用するなど、COP10 開催のPRにご協力下さい。

(例) < 事業名称・看板 >



< 印刷物 >



- (2) シンボルマーク等を使用する場合には、登録証送付時に同封する使用条件、使用方法等を遵守してください。
- (3) 支援実行委員会では、生物多様性を啓発するパネル等の広報ツールの貸出も行っておりますが、数に限りがありますので、ご利用にあたっては事前にご相談ください。
- (4) 支援実行委員会の名義を使用する場合には、「後援」とするのではなく「連携協力」としてください。この場合、改めて後援名義等の使用承認を受ける必要はありません。

(例)

主催 後援 × × × × ×

連携協力 生物多様性条約第 10 回締約国会議支援実行委員会

- (5) 実施団体は、事業終了後に、事業報告書及び行事等に関する資料を1部提出してください。
- (6) ご登録いただいた事業、イベントは、ご提出いただいたホームページ掲載票に基づき支援実行委員会ホームページ、広報誌等にてご紹介させていただきます。

## 6 お申し込み・お問い合わせ

生物多様性条約第 10 回締約国会議支援実行委員会事務局  
〒460 - 0001 名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号 愛知県東大手庁舎 4 階  
電話 052-972-7779 ホームページ <http://www.cop10.jp/aichi-nagoya/>

\* 受付時間は、月曜日から金曜日(祝日および休日を除く)の午前 9 時から午後 5 時までです。